

全教委連第199号
令和4年1月19日

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課 御中

全国都道府県教育委員会連合会
会長 藤田 裕 司

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（案）」に対する意見について

令和3年6月4日、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布され、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な指針を文部科学大臣が定めることが規定された。

この度、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（案）」が公表されたことを受け、法の施行に向けては、市区町村を含めた全国の各教育委員会が法の趣旨及び理念を十分に踏まえ、統一的で確実かつ実効性を持った運用が行えるよう、下記のとおり意見する。

記

1 児童生徒性暴力等の定義（「指針（案）」における第1）について

- (1) 「指針（案）」における第1の2「児童生徒性暴力等の定義」の⑤に、「児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事」とあるが、「言動」とは、「人前で言ったり、したりすること」を表す言葉とされているため、「言動」の解釈が、訴訟等に発展した場合の争点となる可能性もあることから、口頭での発言に限らず、わいせつな文言を書き示す行為（※）等も児童生徒性暴力に含むことを明記していただきたい。

※（例）ソーシャルメディアのメッセージ機能や電子メールを用いてわいせつな文章等を送付する行為

2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見、対処に関する施策（「指針（案）」における第2の1及び2）について

（専門家の協力を得て行う調査、児童生徒性暴力等対策連絡協議会の設置等）

（1）教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のため、児童生徒等への定期的なアンケート調査を行うこととあるが、児童生徒の発達段階に応じた実施方法や記載内容等が求められるため、国において、専門的な知見を踏まえた具体的な質問項目等の事例を「指針」又は通知等で示していただきたい。

（2）児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、学校の設置者は、事実確認及び懲戒処分等の厳正な対処のため、専門家の協力を得て、自ら必要な調査を行うとあるが、地域によっては、専門家を確保することが困難であることが予測されるため、国においても関係団体への協力依頼等を行うとともに、専門家に対する報酬等の財政措置等についても講じていただきたい。

（3）地方公共団体が設置する「児童生徒性暴力等対応連絡協議会」について、法施行までの準備期間を見据えて、各自治体等が円滑に導入できるよう、具体的な設置例や手順などのモデルケース等を「指針」又は通知等で示していただきたい。

（4）本法及び「指針（案）」を踏まえた各教育委員会の対応方針（児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応、学校の設置者と学校の役割分担、専門家の協力を得た調査の実施方法や手順等）については、研修等を通じて教育職員等の関係者に予め周知することが必要であり、これらの事案数が少ない地域においても、確実かつ全国で統一的な対応が行えるよう、具体的な例示を含むガイドラインやマニュアル等を示していただきたい。

3 教育職員等の任命又は雇用に関する施策（「指針（案）」における第2の3）について

（データベースの整備等）

（1）本法の趣旨及び理念を踏まえ、各教育委員会等の採用権者が児童生徒性暴力等を理由として教員免許状を失効した者を確実かつ速や

かに確認できるようデータベースを構築・整備することが重要であることに鑑み、氏名や住所等の変更が想定される情報検索ではなく、マイナンバー等の連携などにより個人を確実に特定できるデータベースとするよう整備を進める必要がある。

特に、令和3年12月24日にデジタル庁が公表した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「各種免許・国家資格等のデジタル化の推進」の方向性が示されたため、教員免許についてマイナンバーを利用したデジタル化を進め、マイナンバーとの連携により同一人物であることを確認できる手法を確立すべく、国において関係省庁等と引き続き検討をいただくとともに、その方向性について「指針」又は通知等で明確にしていきたい。

- (2) 都道府県教育委員会は、法の施行後はもとより、施行前も含めて児童生徒性暴力等に相当するような行為を行ったことによる免許状失効等に関する情報をデータベースに記録することとある。

都道府県により、過去の記録の内容や保存期間等の取扱いが必ずしも一律ではないことが想定されることから、各都道府県が記録すべき内容について共通の認識を持つようにするとともに、データベース構築後に速やかかつ円滑に必要な情報が記録され、全国の教育委員会等の採用権者が当該データベースを適切かつ有効に活用できるよう、国において具体的な運用マニュアル等の作成と周知徹底等を速やかに行っていただきたい。

4 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関する施策（「指針（案）」における第2の4）について

（免許状再授与審査会の設置、再授与における考慮要素等）

- (1) 各都道府県教育委員会が設置する、教育職員免許状再授与審査会（以下、再授与審査会）について組織及び運営に関する必要な事項は別途文部科学省令で定めるとあるが、全国で統一的な運用が行えるよう、再授与審査会の委員となる専門家の適切な確保のため、その候補者となる者の共有や専門家の共通理解を図るべく、国において具体的な支援と取組を行っていただくとともに、再授与審査会に係る詳細のほか、再授与の審査等の一連の手続きに関する標準処理時間等についても併せて、「指針」又は通知等で示していただきたい。

(2) 再授与が適当であることの証明責任が申請者自身にあることを「指針(案)」において、明確にしたことは重要な前提であり必要なことである。一方、その再授与の審査及び判断について、再授与を認める場合には、「児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性」が必要とあり、「指針(案)」においては、「医師の診断書」や「申請者自身の反省文」等の提出書類例が記載されているが、確実な審査と判断のため、「高度な蓋然性」を裏付ける、詳細な基準等を「指針」又は通知等で明確にしていきたい。

(3) 「指針(案)」において、「再授与が不適当と考えられる例」が示されているが、再授与が認められるケースと、認められないケースの双方の具体例が示されなければ、再授与の審査及び判断について、全国の都道府県教育委員会で統一的な対応を行うことが困難であり、「再授与が適当であると認められる具体例」も併せて「指針」又は通知等で示していきたい。

(4) 「指針(案)」に関連して、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則(案)」の第5条第3項では、再授与審査会において再授与が適当であるとするに当たっては「原則として、出席委員の全員一致をもって行う」旨の記載がある一方、例外として、「議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を再授与審査会の意見とすることができる」とされている。

再授与審査会の審議に混乱が生じないように、全員一致の適用を厳格化するか、若しくは原則外の運用をする場合の基準を「指針」又は通知等において明確に示していきたい。

5 その他

(1) 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨や理念を鑑み、公立学校以外の学校や児童福祉施設等における児童生徒等に対する性暴力等の防止策等についても、対応の強化が図られるよう、国において関係省庁及び関係機関等と連携し制度を整えていきたい。

(2) 上記(1)に関連して、公立学校以外の学校において、「依願退職等により雇用関係が消滅した場合においても、教育職員であった時期の非行に基づき免許状の取上げ処分を行うことが可能」と「指針(案)」で示されたが、この徹底のため、教育職員免許法第11条第3項(免許状の取上げ)に関する文部科学省の見解を改めて示すとともに、その周知を図っていただきたい。

また、公立学校以外の学校を依願退職した者について、児童生徒性暴力等の疑いがあると思われるときには、学校が所轄庁を通じて免許管理者にも報告(※)し、依願退職後に免許状の取上げ処分を行うために必要な情報について免許管理者に対し提供することについて、法令等の整備を含めて検討していただきたい。

※現在の免許法では、事実上懲戒解雇に等しい場合を含む依願退職の場合に、免許管理者には報告がされないため。